

事務連絡

令和5年9月11日

登録建築物エネルギー消費性能評価機関の長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

大臣認定制度の運用改善に向けた準備について（依頼）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第3章第3節において、特殊の構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨を国土交通大臣が認定できる制度（以下「大臣認定制度」という。）を規定しています。また、当該認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下「評価」という。）であって、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づき、認定を行うものとされています。

今般、大臣認定制度の円滑な運用を図るため、国土交通省及び国土技術政策総合研究所において、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が審査にあたって参照するものとして、別添の「特殊な構造又は設備を用いる非住宅建築物のエネルギー消費性能の算定方法に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

各登録建築物エネルギー消費性能評価機関におかれましては、本年10月頃を目途にガイドラインに基づく評価が実施できるよう、評価業務規程（業務方法書を含む。以下同じ。）の改正など、必要な対応を措置するようお願いいたします。

なお、評価業務規程を変更するときは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第72条第2項に基づき、国土交通大臣への評価業務規程変更届出書の提出が必要となることを申し添えます。

（添付一覧）

- ・ 特殊な構造又は設備を用いる非住宅建築物のエネルギー消費量の算定方法に関するガイドライン

（参考）

- ・ 社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会（令和5年1月25日） 資料5（2）未評価技術の評価の円滑化について

<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001583727.pdf>